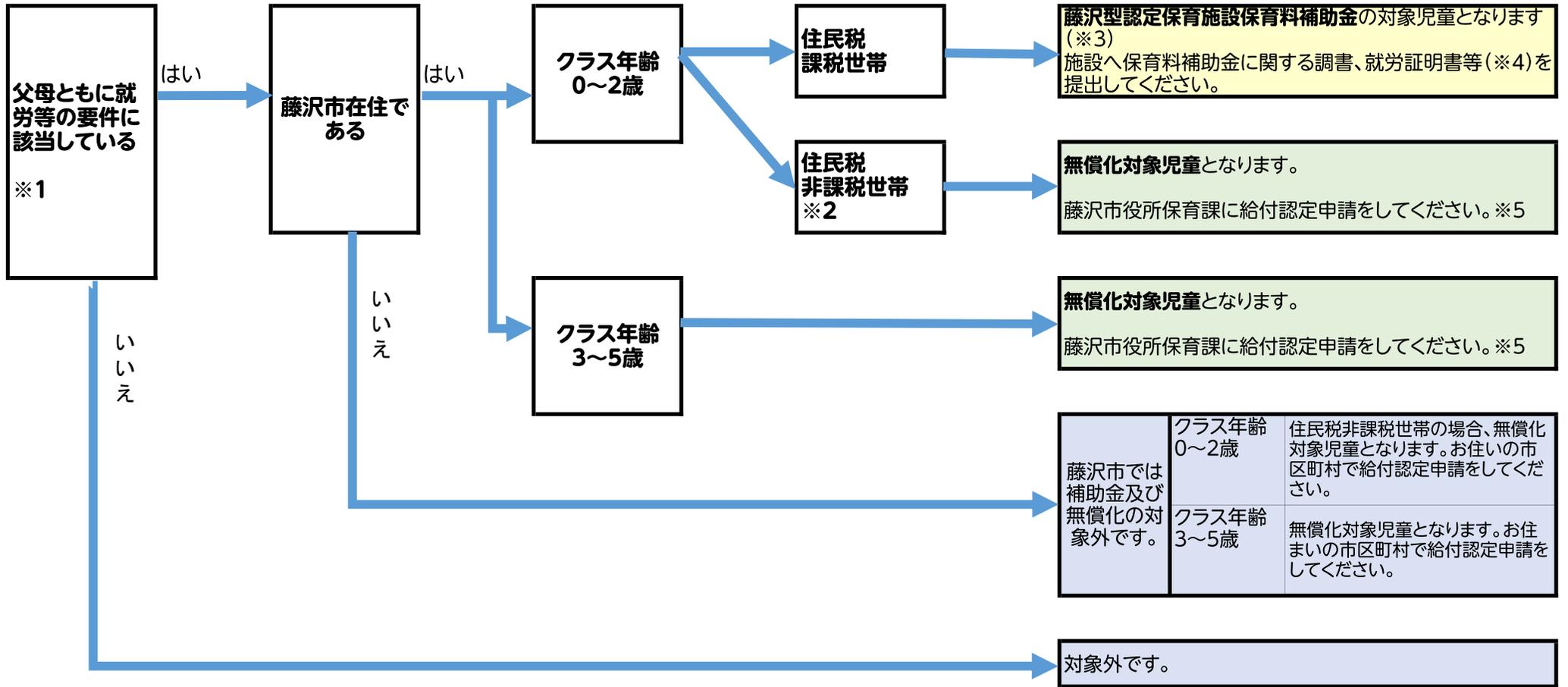


【藤沢型認定保育施設】藤沢型保育料補助金・保育無償化の対象となる児童のフローチャート



- ※1 就労等の要件については、裏面の表1をご確認ください。
- ※2 世帯の住民税(父母)を確認します。祖父母と同居の場合は、祖父母の住民税確認します。
無償化の認定月が4月～8月の場合は前年度の市町村民税、9月～翌3月は当年度の住民税で判定します。
- ※3 住民税のうち、市町村民税所得割額(父母)を確認します。所得制限があります。詳しくは裏面をご確認ください。
- ※4 前期分、後期分の年2回の提出のほか、育休から復職した際や、転職した際など、状況に変化があった場合は都度ご提出ください。
- ※5 無償化の手続きは、事前に給付認定申請が必要です。入所前にお手続きください。
年度途中から条件を満たす場合にも、事前に手続きが必要です。(詳細は裏面QRコードから)



【表1】保育を必要とする事由(抜粋) ※要件は変更となる可能性があります。

保護者の状況	保育を必要とする事由	事由を証する書類
1 就労	就労(労働)をしていて、月に64時間以上拘束されていることが常態となっていて、利用児童の保育をすることが困難である場合。 なお、育児休業を取得していた保護者が復職した場合には、月の15日以前に復職した場合は、復職月とその前月を就労と認定し、月の16日以降に復職した場合は、復職月を就労と認定する。	(会社勤めの方) 就労証明書 (自営の方) 就労証明書 就労状況説明書 確定申告書写又は源泉徴収票の写し (会社役員の方) 就労証明書 役員を証する書類(商業登記簿謄本等)
2 妊娠・出産	母親が出産前後であって、利用児童の保育が困難である場合。(出産予定日の前6週目が属する月の初日から出産日の後8週目が属する月の末日までの期間)	母子手帳のコピー
3 保護者の疾病または障がい	病気やけがをしている場合、又は精神や身体に障害がある場合。	医師の診断書(市の所定様式) 又は障がい者手帳等のコピー
4 親族等の介護または看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが状態となっている場合。	介護(看護)状況申告書 介護等の必要性がわかる書類
5 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。	災害復旧に従事していることがわかる書類
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 (認定してから2か月目までの期間)	(特になし)
7 就学	大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月64時間以上拘束されることが状態となっている場合。	学生証コピー又は在学証明書 カリキュラム表等
8 「就労」の認定を受けた対象児童のきょうだい	「就労」の事由で認定を受け、対象施設を利用している児童の兄弟が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※入所児童本人に係る育児休業期間は、対象となりません。	育児休業期間を記載した就労証明書

藤沢型認定保育施設保育料補助金について

①対象となる利用者(保護者)

- ・藤沢市内に住所を有すること
- ・児童のクラス年齢が0～2歳であること
- ・保育を必要とする事由【表1】に該当していて、施設を月極利用していること。
- ・各月初日に施設に在籍していること
- ・施設に対して支払う保育料に未納がないこと

②保育料軽減月額

保護者(父母)の市県民税所得割額の合計により、下表の区分に応じて決定します。

利用者(保護者)の区分		保育料軽減月額
非課税(均等割のみ)		15,000円
1円以上 60,700円未満		
市町村民税 所得割	60,700円以上 148,200円未満	10,000円
	148,200円以上 196,000円未満	5,000円
	196,000円以上 249,000円未満	2,000円
	249,000円以上	0円

③交付方法・時期等

利用している施設を通して行われます。年2回払い
 前期分(4～9月分) : 11月ごろ
 後期分(10～3月分) : 翌年度5月ごろ

※詳しくは、「藤沢型認定保育施設保育料軽減に関する手続き等のご案内」をご覧ください。

★保育の無償化のお手続
 に関しては、市HPを
 ご確認ください。

